

# 赤穂市こども計画の 法的根拠と施策方針

令和6年度第2回赤穂市子ども・子育て会議資料

# こども基本法（令和5年4月1日施行）

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

## 基本理念

1. すべてのこどもは大切にされ、  
基本的な人権が守られ、差別されないこと
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、  
生活が守られ、愛され、保護される  
権利が守られ、平等に教育を受けられること
3. 年齢や発達の種類により、  
自分に直接関係することに意見を言えたり、  
社会のさまざまな活動に参加できること
4. すべてのこどもは年齢や発達の種類に応じて、  
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって  
最もよいことが優先して考えられること
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが  
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、  
家庭と同様の環境が確保されること
6. 家庭や子育てに夢を持ち、  
喜びを感じられる社会をつくること

# こども基本法（令和5年4月1日施行）

## 目的（第1条）

次代の社会を担う全てのこども※が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

※こども…年齢にとらわれず、年齢でサポートが途切れないよう、心と身体の発達の過程にある人

## こども大綱（第9条）

政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱を定めなければならない。

こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針・重要事項、こども施策推進に必要な事項のほか、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども政策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めている。

## 市町村こども計画（第10条）

市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされており、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関するもの（市町村子ども・子育て支援事業計画等）と一体のものとして作成することができる。

# こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約\*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

## 基本的な方針

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

# こども施策に関する重要事項

## 1. ライフステージを通じた重要事項

- ①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ③こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ④こどもの貧困対策
- ⑤障害児支援・医療的ケア児等への支援
- ⑥児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ⑦こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

## 3. 子育て当事者への支援に関する重要事項

- ①子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ②地域子育て支援、家庭教育支援
- ③共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ④ひとり親家庭への支援

## 2. ライフステージ別の重要事項

- ①こどもの誕生前から幼児期まで
  - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
  - ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- ②学童期・思春期
  - ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
  - ・居場所づくり
  - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
  - ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
  - ・いじめ防止
  - ・不登校のこどもへの支援
  - ・校則の見直し
  - ・体罰や不適切な指導の防止
  - ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- ③青年期
  - ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
  - ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
  - ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
  - ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

# こども施策を推進するために必要な事項

## 1. こども・若者の社会参画・意見反映

- ①国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
- ②地方公共団体等における取組促進
- ③社会参画や意見表明の機会の充実
- ④多様な声を施策に反映させる工夫
- ⑤社会参画・意見反映を支える人材の育成
- ⑥若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- ⑦こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

## 2. こども施策の共通の基盤となる取組

- ①「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM
- ②こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- ③地域における包括的な支援体制の構築・強化
- ④子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- ⑤こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

## 3. 施策の推進体制等

- ①国における推進体制
- ②数値目標と指標の設定
- ③自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- ④国際的な連携・協力
- ⑤安定的な財源の確保
- ⑥こども基本法附則第2条に基づく検討

# 赤穂市こども計画の位置づけ

国

こども基本法

こども大綱

- ・ 少子化社会対策大綱
- ・ 子供・若者育成支援推進大綱
- ・ 子どもの貧困対策に関する大綱

こども未来戦略

こどもまんなか実行計画

こどもの居場所づくりに  
関する指針

幼児期までのこどもの育ち  
に係る基本的なビジョン

勘案



県

次期ひょうご子ども・子育て未来プラン（策定中）

勘案



勘案



赤穂市

赤穂市総合計画

赤穂市地域福祉計画

赤穂市こども計画



整合・連携

赤穂市健康増進計画（食育推進計画含む）

赤穂市障がい者福祉長期計画

- ・ 赤穂市障がい者福祉プラン
- ・ 赤穂市障がい福祉計画
- ・ 赤穂市障がい児福祉計画

赤穂市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

赤穂市自殺対策計画

赤穂市教育振興基本計画

赤穂市男女共同参画プラン

# 赤穂市こども計画の位置づけ（法的根拠）

（根拠法令）

こども基本法第10条

子ども・若者育成支援推進法第9条

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条

次世代育成支援対策推進法第8条

子ども・子育て支援法第61条  
（※必須）

（現行）

第2期赤穂市  
子ども・子育て支援事業計画  
計画期間（令和2年度～令和6年度）

不策定

不策定

市町村計画

市町村行動計画

市町村子ども・子育て支援事業計画

（新計画）

赤穂市こども計画  
計画期間（令和7年度～令和11年度）

市町村こども計画

市町村子ども・若者計画

市町村計画

市町村行動計画

市町村子ども・子育て支援事業計画

# 共働き・子育てを応援します

## 男性育休を当たり前

★子の出生直後の一定期間内に、両親がともに14日以上の子育休を取得した場合には、最大28日間の給付率を現行の67%(手取りで8割相当)から、**80%(手取りで10割相当)**へと引上げ。(◇25年度開始へ)



両立支援等  
助成金



また、育休休業や短時間勤務を支える体制整備を行う中小企業に対する助成措置を大幅に強化します。(24年1月から開始)

### 育休休業給付

**現状**

支給額 = 休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数 = **67%**

※育休休業給付と同じです  
※休業開始から通常180日

社会保険料の免除等で実質手取りで80%相当

**検討**

出生後一定期間内に両親とも育休休業を取得した場合28日を限度に **80%**

社会保険料の免除等で実質手取りでほぼ**100%**

## 柔軟な働き方ができる環境へ

子どもが3歳になるまでの場合に事業主に課されている、短時間勤務制度の措置義務やフレックスタイム制を含む出社・退社時刻の調整等の措置の努力義務に加えて、**テレワークも新たな努力義務に追加**されます。

仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について



(注) 所要の法案を今通常国会に提出予定 (2024年2月1日時点の情報)

子どもが3歳以降小学校就学前までの場合に、事業主が職場の労働者のニーズを把握しつつ以下の①～⑤から複数の制度を選択して措置し、その中から**労働者が選択できる制度を創設**します。(注) 所要の法案を今通常国会に提出予定 (2024年2月1日時点の情報)

- 1 フレックスタイム制を含む出社・退社時刻の調整
- 2 テレワーク
- 3 短時間勤務制度
- 4 保育施設の設置運営等
- 5 新たな休暇

**残業免除(所定外労働の制限)**について、請求できる期間を子どもが3歳になるまでから**小学校就学前まで引き上げ**ます。

(注) 所要の法案を今通常国会に提出予定 (2024年2月1日時点の情報)

## 時短で働いても家計に安心

★「育児時短就業給付」を創設し、子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、**時短勤務時の賃金の10%を支給**します。(◇25年度開始へ)

## 子の看護休暇がもっと使いやすく

対象となる子どもの年齢を小学校就学前から**小学校3年生修了時まで引き上げ**ます。また、子どもの行事(入園式等)参加や、感染症に伴う学級閉鎖等にも活用できるように**取得事由の範囲も見直し**ます。

(注) 所要の法案を今通常国会に提出予定 (2024年2月1日時点の情報)



### 子の看護休暇を取得する際の要件

対象者	小学校就学前の子どもを養育する全労働者(日雇い労働者を除く) ▶ 小学校3年生修了時まで引き上げを検討
対象・単位	● 子ども1人につき年間5日(対象となる子どもが2人以上の場合は10日) ● 日単位、半日単位、または時間単位 ● 1時間の整数倍の時間として取得可能
目的	● 病気やけがのこどもの世話、こどもの予防接種や健康診断のために取得可能 ● こどもの入学式や感染症に伴う学級閉鎖等にも取得できるように検討

仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について



★は、企業や全世代が応援して拠出する「子ども・子育て支援金」を充てて実施する施策です。

支援金制度は、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える連帯の仕組みです。2026年度に創設し、2028年度までに段階的に導入します。医療保険料とあわせて拠出いただきます。歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築します。

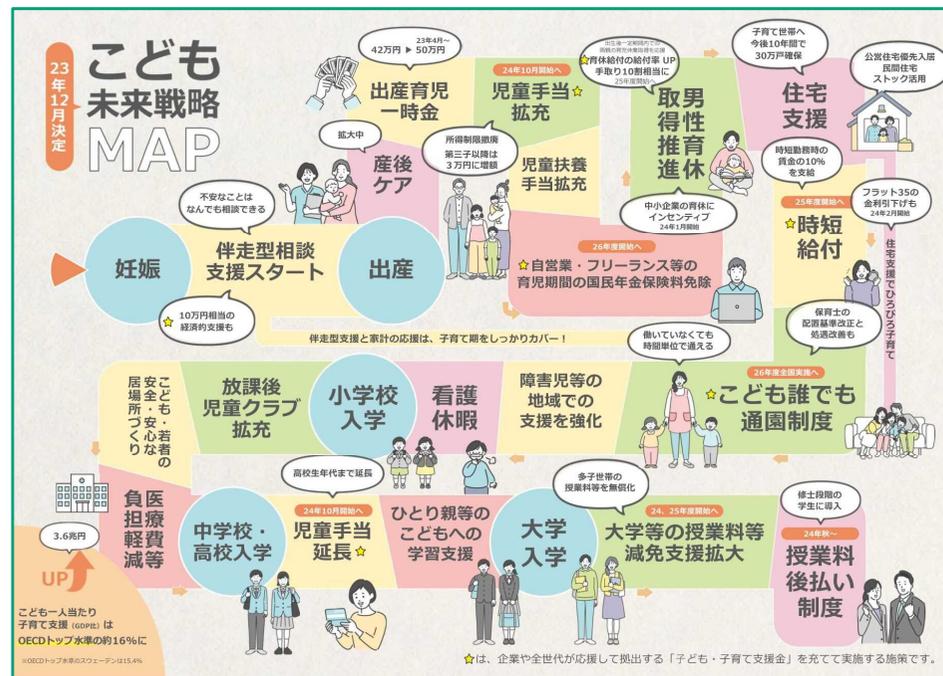
◇は、記載の時期での制度開始を目指して所要の法案を提出する予定の施策です。本資料は2024年2月1日時点の情報により作成しています。

## 23年12月決定 子ども未来戦略とは?

若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、「子ども未来戦略」は策定されました。(総額 3.6兆円)

- 若者・子育て世代の所得を増やす
- 社会全体の構造や意識を変える
- すべての子どもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

「子ども未来戦略」ではこれらを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。



## INDEX

P2 子育て世帯の家計を応援

出産育児一時金、児童手当拡充、児童扶養手当拡充、自営業・フリーランスの育児期間の年金保険料免除、住宅支援、医療費等負担軽減、大学の授業料等減免支援拡大、授業料後払い制度など

P3 すべての子どもと子育てを応援

伴走型相談支援、産後ケア、子ども誰でも通園制度、障害児等の地域での支援強化、放課後児童クラブ拡充、子ども・若者の安全・安心な居場所づくり、ひとり親等の子どもへの学習支援など

P4 共働き・子育てを応援

男性育休取得推進、時短給付、看護休暇など

# 子育て世帯の家計を応援します

## 児童手当が拡充します

- 所得によらず、支給の対象となります。
  - 支給期間を高校生年代まで延長します。
  - 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
  - 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
- (24年10月から)

所得制限なし	支援対象	児童手当(月額)	第3子以降
	0歳~3歳未満	1.5万円	3万円 <small>*多子加算の オプション方法を 見直し</small>
	3歳~小学生	1万円	
	中学生	1万円	
	高校生	1万円	

## 大学等にかかる教育費負担を軽減します

貸与型奨学金の減額返還制度を利用しやすく、  
年収要件等を緩和します。(24年度から)

### 年収上限引き上げ

これまで  
本人年収目安  
325万円以下

400万円以下  
であれば  
利用可能に

子ども2人世帯  
500万円以下

子ども3人以上世帯  
600万円以下



また、所得連動返還方式を利用している人については、返還額算定のための所得計算の際、子ども1人につき33万円を控除します。(24年の所得から適用)

授業料等減免・給付型奨学金(返還不要)の  
対象を拡大します。

扶養することが3人以上の多子世帯や、理学・工学・農学の私立大学等に進学する学生を対象に、世帯年収600万円程度(目安)まで対象を拡大します。(24年度から)



子どもを3人以上扶養している場合については、所得制限なく、  
家庭の負担する大学授業料等が2人以下となります。(25年度開始)

「授業料後払い制度」を  
大学院生(修士段階)を対象に導入します。

「授業料後払い制度」は、在学中は授業料を納付せず、卒業後の年収に応じて  
納付ができる制度です。(24年度から)

## 出産等での経済的負担を軽減します

### Step.1 出産育児一時金の増額

~2023.3.31  
1児につき42万円

2023.4.1~  
1児につき50万円

### Step.2 出産費用(正常分娩)の保険適用を含め、 出産に関する支援等の更なる強化の検討

## スキルアップを応援します

教育訓練給付について、給付率を拡充します。  
(◇24年度から)

さらに、訓練期間中の生活を支えるための  
新たな給付や融資制度を創設します。  
(◇25年度中開始へ)

## 年収の壁を意識せずに働きやすく

社会保険(厚生年金・健康保険)の適用対象がさらに広がり、  
出産手当金の支給や、老齢年金の充実などメリットが受けられる方が増えます。

2022.10~  
従業員101人  
以上の勤め先

2024.10~  
従業員51人  
以上の勤め先

「年収の壁・支援強化パッケージ」実施中  
23年10月から

パート・アルバイトの方がいわゆる106万円・130万円の壁を  
意識せずに希望通り働くことのできる環境づくりを後押しし  
ています。

## 住まいの支援

子育て環境の優れた公営住宅への優先入居のほか、  
空き家の改修、サブリースの促進等によって、

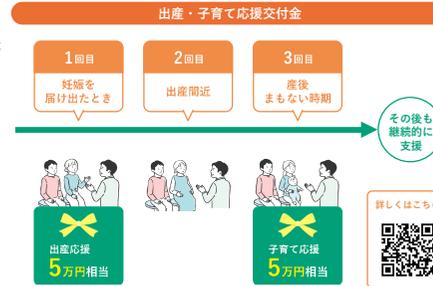
子育て世帯に適した住宅を、  
今後10年間で30万戸確保。

# すべての子どもと子育てを応援します

## 妊娠・出産、子育ての不安、ありませんか

「伴走型相談支援」では  
妊娠期から出産・子育てまで、  
身近な場所で相談に応じ、  
多様なニーズに応じた支援に  
つなぎます。

合わせて、  
★妊娠届出時に5万円  
出産届出時に5万円  
相当を支給します。



## 産後の体調はいかがですか

産後は、出産や育児の疲れから体調が良くない場合や  
授乳や育児のことで悩みを抱えやすい時期です。  
そんな時には「産後ケア」を利用してみませんか。

産後1年以内の方であれば、  
希望者全員が利用できるよ  
う環境を整備しています。



## もっと安心して子どもを預けられる保育環境へ

児童数に対する保育士の配置を手厚くします。

25年度以降早期に

1歳児  
6対1

24年度~

4・5歳児  
30対1



保育士等のさらなる処遇改善を進めます。

## 放課後の居場所を充実

放課後児童クラブの職員配置の  
ための支援を拡充しつつ、  
受入児童数の拡大を進めます。



## 学びも生活も。経済的課題を抱える ひとり親家庭等の子どもたちが将来の 夢を実現できるように

経済的課題を抱えるひとり親家庭などの子どもたちの  
学びへの支援をさらに充実させます。(23年度から)



生活の安定に向けて  
ひとり親の方のスキルアップと就業を多面的にサポート。  
ひとり親の方を雇い入れ、  
育成・賃上げに向けて取り組む企業への支援も強化します。

## 全てのこどもの育ちを応援するとともに、 全ての子育て家庭への支援を強化

「子ども誰でも通園制度」は、保育所等に通っていない  
満3歳未満の子どもが時間単位等で柔軟に利用できます。  
子育ての悩みも話してみませんか。(◇26年度全国実施へ)



## 子どもや若者の 安全・安心な居場所づくり

子どもや若者が安全で安心できる居場所を見つけられる  
ように、多様な居場所づくりを進めます。



## 子どものSOSを見逃さないように、 必要な支援につなげられるように

子育てで世帯への訪問支援や食事提供など、  
多様なアウトリーチ支援を充実します。



## 障害児や医療的ケア児への支援を充実

障害児や医療的ケア児に対する切れない支援を充実します。  
障害児に関する補装具費支給制度について、  
所得にかかわらずご利用いただけるようになります。  
(◇24年度開始へ)

★は、企業や全世代が応援して拠出する「子ども・子育て支援金」を充てて実施する施策です。

支援金制度は、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える連帯の仕組みです。  
2026年度に創設し、2028年度までに段階的に導入します。医療保険料とあわせて拠出いただきます。  
歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築します。

◇は、記載の時期での制度開始を目指して所要の法案を提出する予定の施策です。本資料は2024年2月1日時点の情報により作成しています。

★は、企業や全世代が応援して拠出する「子ども・子育て支援金」を充てて実施する施策です。

支援金制度は、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える連帯の仕組みです。  
2026年度に創設し、2028年度までに段階的に導入します。医療保険料とあわせて拠出いただきます。  
歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築します。

◇は、記載の時期での制度開始を目指して所要の法案を提出する予定の施策です。本資料は2024年2月1日時点の情報により作成しています。

# こどもの居場所に関する背景と理念、考え方等について

## 背景

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠。

### 地域コミュニティの変化

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっている。

### 複雑かつ複合化した喫緊の課題

児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。

### 価値観の多様化

価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。

こうした背景によって、様々な地域で居場所づくりが実践されており、国としても考え方を示す必要がある。

## 理念

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

### こどもの居場所とは

- こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。
- その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。
- 居場所の特徴として、多くのこどもにとって、学校が居場所になっていること、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との関係性などに影響を受けるものである。

### こどもの居場所づくりとは

- 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。
- こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進める必要がある。
- 目的や対象者へのアプローチ方法などは多様であるが、重要なことは、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることである。

### 対象となる居場所の範囲

こどもの居場所となることを目的としてつくられた場や活動はもちろん、結果としてこども・若者の居場所になっているもの（例：学校や塾、習い事など）も、内容が当てはまる部分について、本指針を十分に踏まえることが期待される。

### 対象となるこども・若者の年齢の範囲

こどもであっても若者であっても、居場所を必要とすることについては同様であるが、その必要性の強弱や提供される機能の違いを踏まえ、本指針では心身の発達の過程にある「こども」を対象とする居場所づくりを中心とする。

こどもの居場所づくりに関する指針の概要②

## こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

### 各視点に共通する事項

#### ① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

— こども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要

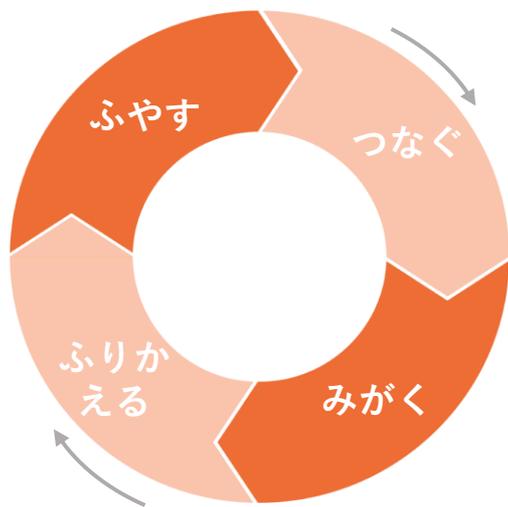
#### ② こどもの権利の擁護

— こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要

#### ③ 官民の連携・協働

— 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

### こどもの居場所づくりにおける 4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

#### ふやす

#### ～多様なこどもの居場所がつくられる～

- ・地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持っているか等実態を把握する。
- ・学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・災害時においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

#### つなぐ

#### ～こどもが居場所につながる～

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

#### みがく

#### ～こどもにとって、より良い居場所となる～

- ・こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

#### ふりかえる

#### ～こどもの居場所づくりを検証する～

- ・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

## こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割と推進体制等

こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

### 民間団体・機関や地域の役割

居場所づくりの担い手である**民間団体・機関**は、本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施する。**地域住民**は、こうした取組への関心と理解を深め、自ら参加するとともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待される。

### 学校や企業の役割

**学校**は、教育機関としての役割のみならず、居場所としての役割も担っており、その認識の下、学校・家庭・地域が連携・協働し、居場所づくりを推進する。**企業**は、社会的責任を果たす観点から、食材や活動プログラムの提供、運営ノウハウや技術支援など積極的な役割を担うことが期待される。

### 地方公共団体や国の役割

**市町村**は、量・質両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する。**都道府県**は、市町村の取組を支える。**国**は、これらの取組を支えるとともに、評価指標の策定等を通じた全国レベルでの進捗把握や、居場所づくりの好事例の発信など普及促進を行う。

### 国における推進体制

- ・本指針に基づきこどもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、**こども家庭庁のリーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力しつつ、政府一体となってこどもの居場所づくりを強力に推進する。**
- ・国が策定するこども大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ具体的施策を推進する。

### 地方公共団体における推進体制

- ・こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取る方法など、**地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築することが期待される。**とりわけ、**福祉部門と教育部門との連携が重要**である。関係者による協議会などの会議体を置くことも考えられる。
- ・こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。**こどもの居場所づくりについても都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。**

### 施策の実施状況等の検証・評価、指針の見直しについて

- ・こども家庭審議会において、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めることが重要。**国においてこどもの居場所づくりの検証の方法を十分に検討した上で、評価指標等を設定し、その進捗を定期的にフォローアップする。**また、調査研究や事例収集等を通じて、地域のこどもの居場所づくりの取組状況等を適切に把握・分析し、政策的対応に向けた検討を行う。**その際、こども・若者の参画を得るとともに、こどもの居場所づくりに関係する者の意見を聴きながら丁寧に進めることが重要。**
- ・施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、こども大綱とも十分に連携を図る観点から、**おおむね5年後を目途に見直しを行う。**

# 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

## はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に  
幸せな状態）の向上にとって最重要

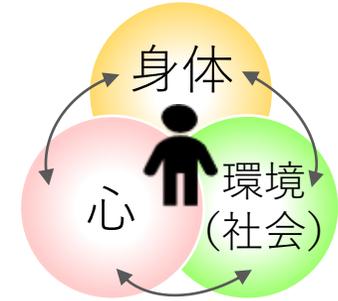
✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

全てのこどもの生涯にわたる  
身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）  
な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

**目的** 全てのこどもの誕生前から幼児期までの  
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

## こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

### 1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

### 2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞  
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、  
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の  
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近  
なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた  
「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

### 3 「こどもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要な環境を切れ目なく構築し、  
次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

### 4 保護者・養育者のウェルビーイング と成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前
- ✓全ての保護者・養育者とつながること
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が  
共育ち

### 5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの  
育ちを支える工夫が必要

- ✓「こどもまんなかチャート」の視点  
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーター  
の役割も重要



## 【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の  
妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）まで  
がおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

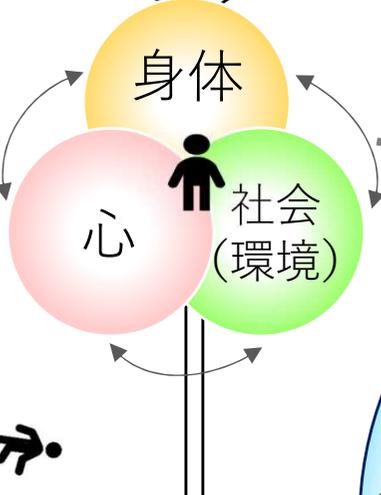
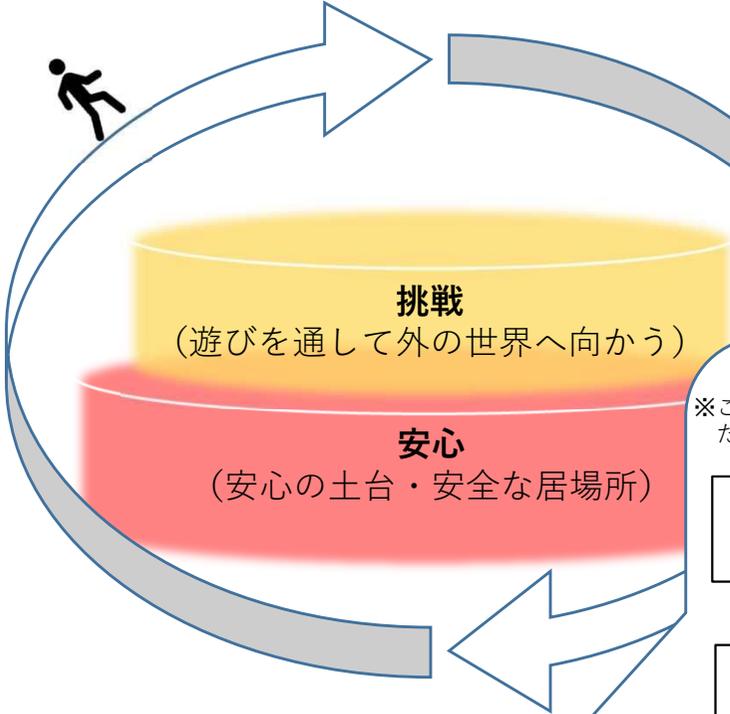
## はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が  
司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

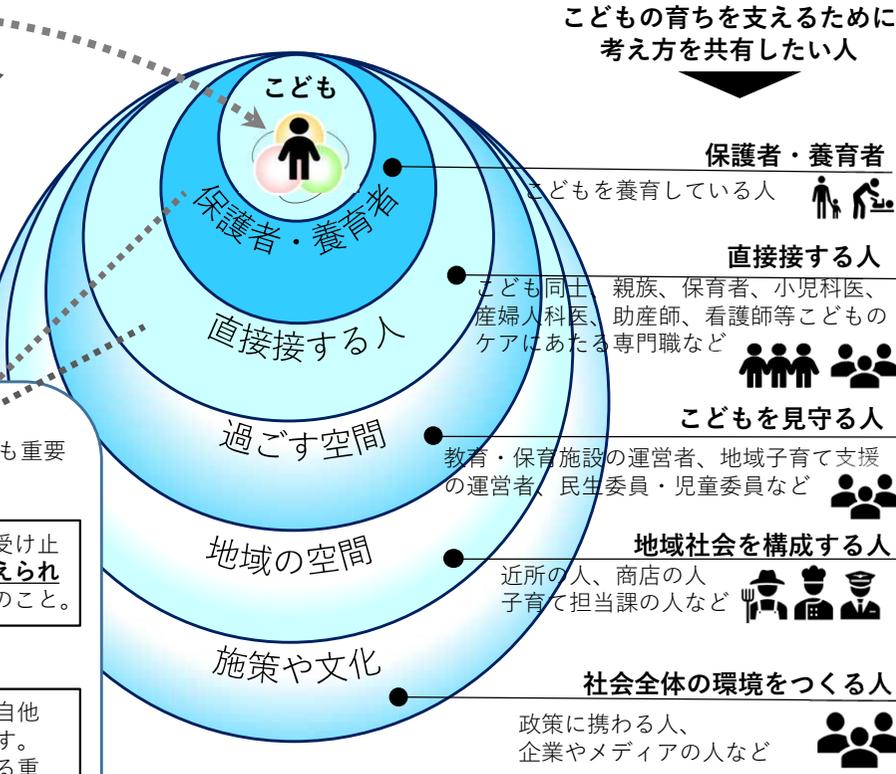
# こどもの誕生前から幼児期までの「こどもの育ちの基本的な考え方」

こどもの育ちに係る他の指針等とあいまって、すべてのこどもに、身体、心、社会(環境)のすべての面での育ちを一体として保障するために育ちの時期を問わずすべての人と共有したい基本的な考え方

## 発達の鍵となる 安心と挑戦の循環



## それぞれのこどもから見た 「こどもまんなかチャート」の視点



**こどもの育ちに必要な愛着**

※こどもとの愛着関係の対象として、保護者・養育者も重要だが、こどもと直接接する人も築くことができる。

こどもが怖くて不安なときに身近な大人がそれを受け止め、こどもの心身に寄り添うことで、**安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台**のこと。

これがもたらす自分や社会への基本的信頼感が、自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体の発達を促す。安定した愛着は、非認知能力の育ちに影響を与える重要な要素でもあり、生きる力につながっていく。

※空間には、3施設や子育て支援の施設のみならず、公園や自然環境、デジタル空間含む

- これまで、乳幼児期の愛着（アタッチメント）の正しい理解やその育ちのプロセスにおける重要性に関し、すべての人と分かりやすく共有できていなかった。
- 乳幼児期に**安心と挑戦の循環を保障するための考え方を、すべての人と分かりやすく共有**することで、すべての人の関わりが、より良いこどもの育ちへつながり、こどもの発達を保障していく。

- これまで、こどもを真ん中に考えたときに、直接的、間接的あるいはその両方で、こどもの誕生前から幼児期まで、すべての人が具体的にどのような立ち位置で、こどもを支える当事者となりうるのかが見える化できていなかった。
- 「こどもまんなか」視点で共有したいことを分かりやすく整理することで、**すべての人が当事者**となり、「こどもまんなか」という一貫した考え方の下でこどもの育ちを保障していく。

# 赤穂市こども計画施策体系（案）

基本理念	基本目標	施策の方向	取組内容
すべてのこどもが健やかに育ち、幸せを実感できるまち赤穂 ～未来を担うこどもたちのために～	基本目標1 こどもの権利と ひとしい育ちを 保障するまち	1. こどもの権利に関する理解促進	① こどもの権利の普及啓発・情報発信 ② こどもの意見表明・社会参画の機会づくり
		2. こどもの貧困対策及びひとり親家庭への支援	① こどもの貧困対策 ② ひとり親家庭への支援
		3. 障がいのあるこどもへの支援	① 障がいのあるこどもへの支援
		4. 児童虐待防止対策の推進	① 児童虐待防止対策の強化 ② 社会的養護を必要とするこどもへの支援 ③ ヤングケアラーへの支援
		5. こどもの命を守るための取組	① こども・若者の自殺対策 ② 安全安心にインターネットを利用できる環境整備 ③ 犯罪からこどもを守る環境整備 ④ 非行防止と自立支援
	基本目標2 こどもを安心して 産み育てられるまち	1. 安心して妊娠・出産・育児ができる支援	① 妊娠前からの切れ目のない保健・医療の確保
		2. 子育て支援サービスの充実	① 子育て支援サービスの充実
		3. 幼児教育・保育の質の向上	① 幼児教育・保育の質の向上
	基本目標3 こどもが心身ともに 健やかに成長できる まち	1. 学校教育環境の充実	① 学校教育環境の充実
		2. 豊かな心と健康なからだの育成推進	① 子どもの居場所づくり ② 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ③ 心身の発達や心の問題に配慮した相談体制の充実 ④ いじめ防止と不登校のこどもへの支援
	基本目標4 若者が将来に希望を 抱くことができる まち	1. 若者の生活基盤の安定のための支援	① 雇用と経済的基盤の安定のための取組 ② 結婚を希望する方への支援
		2. 悩みや不安を抱える若者への支援	① 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援
	基本目標5 地域全体で子育てを 応援するまち	1. 相談体制・情報提供の充実	① 相談体制・情報提供の充実
		2. 地域の子育て力と安全な生活環境の推進	① 子育て世帯にやさしいまちづくりの推進 ② 安全な生活環境の整備
		3. 仕事と子育ての両立ができる環境整備	① ワーク・ライフ・バランスの推進 ② 共働き・共育での推進 ③ 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進